

一般社団法人飛島学園 定款

# 一般社団法人<sup>ひしま</sup>飛島学園 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人<sup>ひしま</sup>飛島学園と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県笠岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、離島の環境を活かした様々な体験学習の機会と場を提供することで将来地域社会の担い手となる若者を育成し、生活の智慧、伝統文化などを次世代に継承することを基本とした、教育による持続可能な離島振興の促進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業をおこなう。

- (1) 野外体験活動等、教育研修事業
- (2) 高卒資格取得サポート事業
- (3) 寄宿舍運営事業
- (4) 地域交流事業
- (5) 空き家対策事業
- (6) 離島生活支援事業
- (7) 離島振興を推進する事業
- (8) その他、同じ目的を有する団体との連携、研修システムの開発事業
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人は、当法人の主たる事務所に提示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第6条 当法人の運営に必要な経費は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費を負担する義務を負わない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

2. 前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。

①総社員の同意

②死亡又は解散

③除名

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第10条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

堂野 博之 岡山県笠岡市飛島6407番地

森光 康恵 岡山県総社市総社二丁目15番28号

### 第3章社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年5月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地(岡山県笠岡市)において開催するものとする。

(招集)

第13条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

2. 社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決する。

(社員による招集請求)

第14条 社員による招集請求は、総社員の議決権の5分の1以上を有する社員に限って、これをなすものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第16条 社員は、1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

## 第4章 理事及び監事

(員数)

第19条 当法人には、理事5名以内を置く。

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(理事の制限)

第20条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

2. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事の選任は、社員総会の決議により行うものとする。

3. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事の報酬)

第24条 理事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで  
に代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更す  
る場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき  
は、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立日まで前年度の予算に準  
じ収入を得又は支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第27条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産  
は、これを笠岡市に帰属させる。

## 第6章附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日ま  
でとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は次のとおりとする。

理事 氏名 堂野博之 澁澤寿一 坂本亮平

代表理事 住所 岡山県笠岡市飛島6407番地 氏名 堂野博之

(最初の理事の任期)

第31条 当法人の最初の理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定  
時社員総会の終結の時までとする。

(根拠法令)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関  
する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人飛島学園設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押  
印する。

平成 年 月 日

一般社団法人飛島学園

設立時社員 堂野 博之 ⑩

設立時社員 森光 康恵 ⑩

付則

改定 令和3年4月22日